

令和6年7月第7回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年7月10日(水)

午前10時00分から午前11時00分

2. 開催場所 本庁舎 2階 会議室

3. 出席委員 (44人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実

5番 太田 明 6番 池田和道 7番 沼本通明 8番 樋口昌子

9番 入澤靖昭 10番 柴田博行 11番 松本正幸 13番 武村一夫

14番 吉岡 靖 15番 後藤 勤 16番 福島康夫 17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 26番 松下 功 27番 上田房次郎 28番 太安隆文

29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹 32番 長尾 修

33番 二宗貴志 34番 高谷明弘 35番 植田浩史 36番 浅田光明

37番 戸田典宏 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義

41番 池田久美子 42番 二若正次 43番 高見寛二 44番 佐子ゆかり

45番 筒井一行 46番 清水 晃

4. 欠席委員 (2人)

農業委員 12番 中山克己

推進委員 25番 築澤安彦

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第34号 農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画
変更の審議について

日程第6 議案第35号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定
について

日程第7 議案第36号 農地中間管理事業法第19条の2の規定による
農用地利用集積計画の決定について

日程第8 報告第14号 農地転用の制限の例外に係る届出について

日程第9 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約に
ついて

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 美甘真弓 主幹 柴田正人 主事 岡村侑磨

福田有子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 皆さんおはようございます。

ただいまから令和6年7月の総会を開催いたします。

それでは、会長よりご挨拶のほうをよろしく願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。ご苦労さまです。

連日暑い日が続いております。まだ、梅雨は1週間ぐらいは続くだろうというふうに思います。災害の多い、あちこちで集中的に降るところは降っております。気をつけなければならないというふうに思います。

我々も去年新しく任命されまして、1年間たちます。いろいろと忙しい目を皆さんされとるというふうに思います。農業が大変なときですので、できるだけ地域の方としっかりと話をする機会をつくっていただいて、そういう話をこういう場に持って出て話してもらえるような、また機会をつくりたいというふうに思っておりますので、地域のことをしっかりと見ていただきたいというふうに思います。大変な時期ですけど、体には十分気をつけられまして、活動と、それから仕事のほうも頑張っていたきたいというふうに思います。盆に向けての大変な時期だというふうに思います。

それでは、7月総会を開会したいというふうに思います。よろしく願いします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、会のほうを進めてまいります。

本日の欠席委員は1名から通告をいただいております。12番委員から欠席の通告をいただいております。遅参の委員さんはいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は19名中18名でございます。定足数に達しておりますので、7月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長よろ

しくお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、7番、 委員、8番、 委員を指名いたします。

日程2、議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は9件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、田1筆1,758㎡、畑3筆1,564㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願いいたします。

7番委員 議長。

議長 はい、7番委員。

7番委員 議案番号1番について現地確認の報告をさせていただきます。

7月5日に譲受人と、それから譲渡人とは電話で確認をしております。権利移転する事由の詳細ですけれども、譲渡人と譲受人の母親がいとこ同士ということで親戚関係になります。譲渡人は県外に現在在住しております、高齢でもありますし、帰って管理、耕作するということが難しいということで、現在宅地や田畑などの整理を進めているところでもあります。申請地の2番目から3番については、譲受人が現在ブドウ栽培を行っております。それは以前、社会福祉法人が行っていたところを引き受けて栽培をしています。そういったこともありまますので、引き続きということで譲渡人から申出があつて、話がまとまって申請するものであります。譲受人の耕作状況でありますけれども、譲受人は定年退職後に実家に帰り、それより前に息子さんが就農

しておりまして一緒に農業をやっております。ブドウ栽培を中心にトウモロコシとかブロッコリーとかというのを現在いろいろ試行錯誤しながらやっておられます。農機具は、トラクター等を一式持っておられます。申請用地の取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局主事 番号2でございますが、落合の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、田2筆4, 780㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 議長。

議長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 番号2番につきまして、6月25日に譲受人と面会し、現地確認をいたしました。6月28日には譲渡人と面会いたしました。譲渡人は自営業であり、自ら耕作をすることが困難であり委託しておりましたが、譲受人が農地を増やすということで売買の話をするとなりがまとまり、譲受人が申請地を取得することになりました。譲受人は専業農家でもあり、ブドウ、キュウリなどを作付しており、ブドウの作付を増やす計画があり、今回取得する運びとなりました。母と妻、雇用も入れて農業に従事しております。必要な農機具は取りそろえ、また作業場も新築し、自分だけではなく地域のリーダーとしても活躍しております。

以上のとおり耕作状況及び従事日数等について問題がないと思われま
すので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、畑2筆1, 321㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 議長。

議長 はい、2番委員。

2番委員 この件は、県外の譲渡人が、今現在はこの耕作地の近くにおります親戚に委託して耕作してきたものです。ただ、その耕作ができなくなりまして、当該地のちょうど隣接したところにおります譲受人が後を引き受け

るという形のものです。ただ、譲受人は今は僅かな家庭菜園しかやっておりますませんが、ただ管理機等は持っておりますし、近所の親戚が田のトラクター等を借受けできるということのようで、果樹を中心にしてこれからやっていくという計画になっております。あと、農地法第3条第2項に規定するような項目についてはいずれも該当するものはありません。問題ないと思われます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田2筆1, 956㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんより説明をお願いいたします。

27番推進委員 はい。

議長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 27日に譲渡人と電話で話をしまして、譲渡人は[REDACTED]のほうにありまして、ちょうど今用事があって帰っておるということで電話がつながりましたから、それで話をしました。それで、もう日本に帰ってきてするという考えはないそうで、母親もいなくなって本人だけなので、もう農業はやらないということで。譲受人が分家に当たるそうで、そこに話をして譲渡するという事になったそうです。28日に譲受人と現地であって話を聞きまして、譲受人は家族4人でブドウを専業でやっておりますけど、以前は田んぼもやっております、今度譲り受けるところは野菜をやろうかなという話だそうです。それで、農機具やなんかは以前も田んぼなんかをやっておったので全部そろっとるからということで問題はないと思います。お願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆1, 412㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 今、事務局から話がありましたように、この案件は売買による所有権移転でございます。譲受人と譲渡人との関係でございますけども、2年前

より申請地を譲受人に耕作を委託しておりました。このたび譲受人より譲ってほしいとの話が出まして、譲渡人が承諾し、売買が成立したものでございます。なお、譲受人の耕作状況でございますけれども、地区の中核的農家であり、現在7ヘクタール余りの面積を耕作しております。面積については、今まで委託しておったということで、さしてこれで広がるわけではないのですが、それだけの耕地を管理するだけの作業機、人力は有しております。その他指摘事項はございません。審議方よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いします。

事務局主事 番号6でございますが、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、申請農地、田2筆1,995㎡、畑1筆219㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、この件については私が担当ですので説明させていただきます。

7月3日に現地調査を行いました。譲渡人は兵庫県、県外に住んでおられまして、真庭市にある農地と家を手放したいということで、2月の総会に3条申請で所有権移転を審議にかけられ許可されましたが、その後、譲受人の都合で取りやめとなってしまいました。そのことによりまして、このたび譲受人との話が新しくできましたので、家と耕している農地をともに契約したということでございます。譲受人は現在イギリスのほうに住んでおられまして、秋頃には真庭のほうに越してきたいということでございます。譲渡人のほうから電話で話を伺いました。夫のほうはイギリス人の方で、今度は日本のほうへ暮らしたいということでございます。以前は四国のほうでも暮らしていたことがあるということでございまして、夫のほうも日本が大変好きで日本で生活したいということで、農業をやりたいということで越してこられることになって、日本での生活を大変楽しみにしているということでありました。譲受人は夫婦2人で耕作となりますが、行く末は子供さんにここの土地を譲りたいという思いがあるそうでございます。この農地は旭川沿いにありまして、今は草が茂っておりますけど、耕作すれば非常にいい土地だろうというふうにも思っております。譲渡人のほうが以前はこの土地に住んでおられまして、このたび新しく入ってこられる方を心配されまして、ある地域の非常に信頼できる方に頼んでおられるということで、私もその人に電話で話を伺いました。越してこられてからいろいろと考えられるんだろうというふうに思っておりますけど、新しく住むということでいろいろ問題もあるだろうと思っておりますけど、この方が親身になって話を聞いていただけるというこ

とも伺いましたので、非常に力になってもらえるんだろうというふう
に考えております。なかなか、外国の人ですので深い話は聞けませ
んが、現状はそういうことでございまして、移住者が増えるというこ
とでございまして。

以上でございます。

それでは、番号7について事務局より説明をお願いします。

事務局主事 議案の2ページ目をお開きください。

番号7でございますが、市外の譲渡人が、八束の譲受人に、申請農
地、田1筆2, 332㎡を、贈与によります所有権移転の申請でござ
います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、41番推進委員さんから説
明をお願いします。

41番推進委員 議長。

議 長 はい、41番推進委員。

41番推進委員 番号7について説明させていただきます。

去る6月30日に譲受人立会いの下、現地を確認しました。譲渡人
には電話で確認しています。譲受人、譲渡人とは遠い親戚関係で、譲
渡人の父親の名義のときから、約30年前ぐらいになりますけれども、
借地として譲受人がハウスを4棟、ミニトマトを栽培されておられま
す。昨年譲渡人の父親が亡くなられ、以前から売買の話がされていた
ので今回話がまとまり、手続の運びとなりました。譲受人は奥さん、
息子、娘、お母さんと親戚の方の手伝いで大型専業農家、キャベツ、
ミニトマト、水稻、トウモロコシを作付され、必要な農機具は全て所
有しておられます。将来は息子さんとも規模拡大も考えておられま
す。その他指摘事項もありません。ご審議よろしくお願いいたしま
す。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号8でございますが、八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に、申請
農地、田1筆1, 428㎡を、贈与によります所有権移転の申請でござ
います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、42番推進委員さんから説
明をお願いします。

42番推進委員 議長。

議 長 はい、42番推進委員。

42番推進委員 42番推進委員です。

8番の件について、7月4日に現地調査、譲受人と譲渡人と話をしま
した。関係ですが親戚関係で、今現在は管理を委託しておられて、旦

那さんが死んでから農作業を一切やってなくて、この先、もう作業ができないということで、この譲受人が管理、委託をしまして、今回話がまとまり、譲受人が取得することとなったみたいです。譲受人は現在田んぼを7.5アールと畑6アールと農作業をされており、夫婦2人でされておりまして、農業もこれからまだやれると思われま。機械も全部そろっておりますので、問題ないと思われま。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号9でございますが、川上の譲渡人が、同じく川上の譲受人に、申請農地、田1筆1,291㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、46番推進委員さんから説明をお願いいたします。

46番推進委員 議長。

議 長 はい、46番推進委員。

46番推進委員 番号9につきまして、6月29日、譲受人立会いで現地調査をしました。譲渡人は高齢のため、自宅に訪問し息子さん同席で話を伺いました。権利移転する事由の詳細なんですけど、譲渡人は長年にわたり申請地で栗畑をしており、高齢になり管理が困難なため、近所の方に転売の話をされておりました。近所の方で譲り受けてもいいよとこのたび売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は兼業農家であり、譲受人及び母親が主に農業に従事しております。農機具もトラクター、管理機、草刈り機等を所有されていることから、申請地取得後も必要な農作業に従事すると認めま。その他指摘事項ですが、申請地の北側に市道が走っているんですけど、今その市道の拡幅工事の予定があり、農地買収については譲渡人が話をするとのことです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議 長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ござい

ませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第32号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第32号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は4件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人（落合）は、申請地が不整形地で道路より低い場所にあり耕作が不便であることから、田2筆1,762㎡をかさ上げし、畑として利用するため、一時転用申請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、県が行う工事の発生残土を流用し県が施工するため、■■円。添付書類につきましては、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されております。一時転用期間につきましては、許可日から令和9年3月31日までとなっております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、26番推進委員さんから説明をお願いいたします。

26番推進委員 議長。

議長 はい、26番推進委員。

26番推進委員 26番推進委員です。

番号1につきまして、7月6日、現地確認及び内容のほうを確認いたしました。転用しようとする事由の詳細ですが、申請農地は圃場整備は出来上がった農地なのですが、大変湿田で耕作条件が悪く、現状遊休農地状態であります。今回、県の旭川・備中川のしゅんせつ残土での埋立ての話があり、耕作条件の改善につながると判断され申請を行うものです。完了後は畑地として利用する予定です。申請地の位置等ですが、県道落合加茂川線、■■地内の■■というお寺があるのですが、そこから南進約150mに位置する県道沿いの農地です。周囲の状況ですが、東が県道、西は山林、南は畑、北も畑。周辺農地への影響ですが、現況地盤からのかさ上げであり、周辺農地も埋立てされ

ておりまして特に支障を来すようなことはないと思われます。その他指摘事項についても、特にありません。ご審議よろしくお願ひしませす。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号2、番号3については関連しますので事務局より一括して説明をお願ひいたします。

事務局主幹 番号2、番号3は関連している案件でございますので併せて説明をさせていただきます。説明の都合上、申し訳ございません、番号3のほうから説明をさせていただきますと思ひますので、4ページのほうをお開きください。

申請人（落合）は、現在の墓地が自宅から離れた場所にあるため、墓参りや管理が困難になっていることから、畑1筆15㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、 円。費用の内訳として、自己資金 円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されております。

次に、番号2でございます。

3ページにお戻りください。

同じく申請人（落合）は、自宅に隣接する農地を墓地用地として転用するため、先ほど説明をさせていただきました番号3の土地を分筆しました、その残地である畑1筆29㎡を、墓地への進入路にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、3種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、土地造成 円。費用の内訳として、自己資金 円というふうになっております。添付書類は、番号3と同じく土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されております。

番号2、番号3、いずれも申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願ひします。

3番委員 議長。

議 長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

ただいま事務局が丁寧に説明してくださったんですけども、今ある墓地が非常に狭くて便利が悪いということで、自宅のすぐ隣にある、畑としては耕作しにくい土地がありますので、それを墓地に転用するということです。そして、その墓地の手前の自宅側に進入路を設けるということになっております。周りの状況は、南側が道路、西側に自

宅があり、周りは原野風になっておりますので、何ら周辺農地への影響はないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局主幹 番号4でございます。

4ページをお開きください。

申請人（市外）は、息子が事業を営んでおり、このたび申請人の自宅を拠点とすることとしましたが、既存の駐車場が手狭であることから、畑1筆90㎡を、露天駐車場にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、3種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、土地造成■■■■円。費用の内訳といたしまして、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いします。

6番委員 議長。

議 長 はい、6番委員。

6番委員 6番でございます。

番号4の案件について説明させていただきます。

申請人は老後の生活を笠岡市の娘さんのところで暮らしておられまして、この家は長年空き家の状態でありましたが、このたび倉敷のほうで■■■■業を営んでいた息子さんが帰ってきて、こちらで生活を始めました。息子さんは普通車2台、軽トラック1台、計3台の車を所有しており既存の車庫が手狭になりましたので、自宅横の畑を露天駐車場に転用する案件でございます。申請地の位置ですが、■■■■より新庄村に向かって約2キロの国道沿いでありまして。周囲の状況でございますが、東側が申請人の自宅、西側が水路、南側が国道181号線、北側が申請者の畑で、この転用で車庫をすることによって周辺農地への影響はありません。その他指摘事項もありませんので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第32号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第32号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程4、議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議いただく案件は2件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（勝山）は、 業を営んでおり、申請地に隣接する自社の所有する用地に新たな施設の建設を計画しておりますが、周辺道路の幅員が狭く、工事用車両等の進入が困難であることから、申請農地、田1筆106㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、道路用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入 円、土地造成 円。資金の内訳として、自己資金 円でございます。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

31番推進委員 議長。

議 長 はい、31番推進委員。

31番推進委員 31番推進委員です。

番号1について報告いたします。

去る7月3日に譲受人、株式会社担当者の立会いの下に、申請書持参者にも立会をお願いしております、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細については、譲受人はこのたび新たに取得した土地に建物を建築するためには接面道路である市道 線の幅員が3mと狭く、4m以上必要なため、市道 線を6mに拡幅

するため、進入路に隣接した農地の所有者である譲渡人と協議の結果、購入することで話がついたものでございます。なお、市道の拡幅後は市に寄贈するとのこと。申請地の位置等ですが、
跡地の北側の端から西に20mに位置しております。周囲の状況は、東側は宅地、西側は市道、南側は田、北側は市道に隣接しております。市道の拡幅であり、農地には影響ないものと思われ。なお、土地改良区との話もついており、その他指摘事項もないので審議方よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人、譲受人（川上）は、実家に居住しておりますが、子供の成長に伴い現在の住まいが手狭となったことから、田1筆497㎡を、譲渡人（川上）から譲り受け、住宅用地にするため、転用申請するものです。建蔽率は23%で、農地区分は1種農地と判断されます。なお、農用地区域からの除外手続は完了しております。転用に伴う費用ですが、土地購入円、土地造成円、建物施設円。資金の内訳といたしまして、借入金円という申請になっております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、46番推進委員さんから説明をお願いいたします。

46番推進委員 議長。

議長 はい、46番推進委員。

46番推進委員 番号2につきまして、これは先ほどの第3条の9番とダブるところがあるんですけど、6月29日に譲受人立会いの下、現地調査をしました。転用しようとする事由の詳細は、譲受人は現在母親の実家で同居しておりますが、子供も1人増え、また実の兄もいて現在の住居が手狭になり、新たな自己住宅を建築するため、近所の土地を検討していました。譲渡人と話がまとまり、申請をするものです。申請地の位置なんですが、申請地は譲受人の住居から西へ100mほど離れたの西側になります。周囲の状況なんですけど、東が宅地、西が田、南、自転車道、北、市道。周辺農地への影響は、本申請は一般住宅であり周辺農地への影響についても問題ないと思われ。その他指摘事項はございません。審議方よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質問はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第33号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程5、議案第34号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議案第34号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について、本日も審議いただく案件は1件でございます。

7ページをご覧ください。

本案件は、申請人が令和6年5月10日付真農委指令第505号で農地法第5条第1項の規定による転用許可を受けた案件になります。変更の理由ですが、当初計画していた住居及び物置の建設について、建設資材等の価格上昇により当初の資金計画の範囲内での施工が困難となったことから、居宅の建築面積の縮小及び物置の建築を中止せざるを得なくなったため、事業計画を変更するものです。主な変更点につきましては、建築面積の縮小でございます。当初計画では居宅及び物置を合わせて205㎡でしたが、今回の変更計画で居宅143㎡の申請となっております。変更後の建蔽率ですが、39%となっております。特に問題ないというふうに考えております。本案件は、農地法関係事務処理要領に定められた事業計画変更に関する承認条件を満たしており、変更はやむを得ないものと思われま。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、41番推進委員さんから説明をお願いいたします。

41番推進委員 議長。

議 長 はい、41番推進委員。

41番推進委員 去る7月1日に申請人立会いの下、再度現地確認に伺いました。先ほど事務局から説明をいただいたとおりですが、2か月前に申請のあった案

件で、申請人は今車庫の2階に住んでいますが、手狭になったのと母屋の老朽化が進んだためと計画していたところ、借入金が厳しくなり、物置の建設をやめ、家の面積を少し狭くせざるを得なくなりました。申請地の位置ですが、富掛田の[REDACTED]から西へ約200mの場所です。周囲の状況ですが、前回は報告させていただいたとおり、東は自分のブドウ畑、西は母屋、南は自分の田んぼ、北は私道です。周辺農地への影響は、自分の土地ばかりなので問題はないと思われまます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第34号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第35号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第35号について、9ページをお開きください。

議案第35号、農用地利用集積計画の決定について。

このことにつきまして、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。案といたしまして、令和6年7月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全52筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願ひいた

します。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第35号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第35号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程7、議案第36号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第36号について、15ページをご覧ください。
議案第36号、農用地利用集積計画の決定について。
本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸による利用権設定を同時に行うものです。案といたしまして、令和6年7月10日付で公告の予定でございます。内容につきましては議案書に記載のとおりでございます。田1筆が利用権設定されるもので、本件につきましては問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第 36 号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ござい
ませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 36 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 の規定によ
る農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されまし
た。
続きまして、日程 8、報告第 14 号、農地転用の制限の例外に係る届
出について、日程 9、報告第 15 号、農地法第 18 条第 6 項の規定に
よる農地の貸借の合意解約について、日程 10、報告第 16 号、農用
地利用集積等促進計画の公告についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 失礼いたします。事務局より説明いたします。

17 ページをお開きください。

報告第 14 号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の 1
件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしま
した。

続きまして、次のページをお開きください。

報告第 15 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意
解約については、次の 6 件がございました。6 件とも添付書類もそろ
っておりますので、受理いたしました。

続いて、次のページをお開きください。

報告第 16 号、農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契
約）については、次の 1 件がございました。これは農地中間管理事業
の促進に関する法律第 18 条により、県が認可、公告した旨、農業委
員会へ通知が届きましたのでご報告させていただきます。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく願いいたしま
す。

議 長 報告第 14 号、報告第 15 号、報告第 16 号につきまして、質問、意見
等ございましたらお願いいたします。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。
これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいという

ふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

(午前11時00分 閉会)

